



こんなことが
決まりました!

税条例が改正されました!

今回は、所得税から個人市民税への税源移譲に伴う改正が主なものです。

- 個人住民税における損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設 (20 年度より適用)
支払った地震保険料の2分の1の額を控除。控除限度額2万5000円
- 所得税から個人市民税への税源移譲に伴う、所得割の税率の改正 (19 年度分より適用)
3%、8%、10%の3段階から、一律6%に
- 所得税から個人市民税への税源移譲に伴う、分離所得に係る退職所得割の課税税率の改正 (19年1月1日より適用)
3%、8%、10%の3段階から、一律6%に
- 市町村たばこ税の税率の改正 (18年7月1日より適用)
製造たばこ1000本当たり3,298円 (旧3級品製造たばこ1000本あたり1,564円)
- 個人住民税の定率減税の廃止 (19年度分から適用)
- その他譲渡所得に係る改正があります。

介護保険の保険料率上昇に対し、激変緩和されます。

昨年度、国の税制改革による「高齢者の非課税措置の廃止」があり、その影響を受け、介護保険の保険料段階が上昇する方がおります。

そのようなことから、この税制改革の影響で市町村民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった方に対し、第1号被保険者 (65 歳以上) の介護保険料負担の急増を避けるため、今年度から2年間、段階に応じて保険料の軽減措置を行なうことになりました。

— 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例 —



人事案件—決まる!

笠間市助役
石川和宏 (小美玉市)
笠間市監査委員
石川亨 (旭町)、村田定男 (市議会議員)
笠間市固定資産評価審査委員会委員
石井正 (中市原)、河原井悦雄 (笠間)、君島勇 (泉)
笠間市教育委員会委員
大川友子 (安居)、中庭秀樹 (上市原)、佐藤武彦 (鯉淵)
飯島勇 (下市毛)、菅井清人 (大橋)
笠間市等公平委員会委員
富田弘一 (福原)、飯嶋富重 (小原)、眞木則雄 (泉)
笠間市選挙管理委員会委員
稲田寛 (南吉原)、内海光久 (笠間)、
郡司誠 (上市原)、植田忠男 (下郷)
笠間市選挙管理委員会委員補充員
廣瀬忠 (旭町)、仲田行雄 (上郷)、
柳橋寛 (箱田)、横倉正行 (大田町)

(敬称略)

「障害者介護給付費等の支給に関する 審査会」が設置されます

障害者自立支援法が4月に施行されて、障害者の地域生活と就労を進めるため、これまで障害種別ごとの法律に基づいて提供されていた福祉サービスや公費負担医療費などについて、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することになりました。

今後、障害者の福祉サービスの必要性和介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査を、総合的に判定するために審査会を設置するものです。

審査会の委員は10人以内とし、障害者等の保健・福祉に関する学識経験者を審査会委員にお願いするものです。

— 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例 —